道路維持作業における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙の とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年(2016年)2月25日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

道路維持作業における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年(2015年)11月16日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

道路維持作業における物損事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

1 事故発生年月日 2015年8月3日

2 事故発生場所 町田市上小山田町2923番地先

3 事故の概要 道路維持作業中に、交通整理誘導で進行させた車両に

作業員が接触し、車両を破損したもの

4 事故の種別 物損事故

5 被害者の住所

6 被害者の氏名

7 損害賠償の額 657,808円